

日時：2015年12月9日 18:00~20:00

場所：のぞみ総合法律事務所

情報処理に関する法的問題研究グループ第2回 Board Meeting 議事録

前回から引き続き、ソフトウェアモデル契約について意見交換が行われた。

2012年以降、ソフトウェア開発の紛争は急激に判例が増えている傾向があるが、それについての議論が行われた。これは、IT業界の問題の一つでもある。例えば、ITバブルの頃には、数千人規模のプロジェクトがいくつかあると、スキル不足のプロマネが受注したものもあり、そういうものが訴訟になっている。なぜ紛争が起きているのかを考えてみると、仕様がどんどん変わるからではないのか。

従来の企業はウォーターフォールモデルの開発が多いが、小さい規模のプロジェクトでアジャイル開発を行うパターンも出てきている。しかし、何千人月に適応できるようなアジャイル型はまだ開発できていない。

アジャイル開発と言っても、銀行の勘定システムのようなものには対応できない。小さい規模のプロジェクトで、数ヶ月単位で機能を継ぎ足すというようなシステムでないと適応できないのではないのか。

ユーザ側のプロマネとベンダー側のプロマネの役割分担が契約に書かれていることが必要であるが、要件定義ができていないことに一つの原因があるのではないのか。仕様が変わることに対しても、役割分担がはっきりしていれば仕様の確定については小刻みに合意ができたと組み直すことは可能。

法的なソフトウェア開発の典型的な争点になるケースとはどういう開発論なのか？契約の問題であるのだろうか？という議論になった。ウォーターフォールモデルにおける紛争では、要件定義がきちんとできていないことによるものが多いであろうが、アジャイル開発自体は、柔軟に対応できるという意味では紛争が起きにくい開発手法である可能性もある。従って、アジャイルに関しては、どういう判例があるかを調査することとなった。そして、本グループでは、未来に起こるかもしれない紛争に対するTIPSをつくる方向で一致した。

IPAの契約モデルが参考になることを踏まえ、主査の高岡がIPAの方にコンタクトすることとなった。一方、弁護士のメンバーは、今手にある資料を分析することとなった。